

平成27年第4回三豊市議会定例会 提出議案一覧

議案番号	件 名	ページ 番号
議案第120号	平成27年度三豊市一般会計補正予算(第4号)	1
議案第121号	平成27年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	2
議案第122号	平成27年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	3
議案第123号	平成27年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第2号)	4
議案第124号	三豊市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について	5
議案第125号	三豊市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について	12
議案第126号	三豊市立新設小学校開校に伴う関係条例の整備について	14
議案第127号	三豊市税条例等の一部改正について	18
議案第128号	三豊市火葬場条例の一部改正について	24
議案第129号	三豊市介護保険条例の一部改正について	26
議案第130号	三豊市教育センター条例及び三豊市少年育成センター条例の一部改正について	28
議案第131号	三豊市学校給食センター条例の一部改正について	30
議案第132号	新市建設計画の変更について	32

議案第 1 2 0 号

平成 2 7 年度三豊市一般会計補正予算（第 4 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 7 年度三豊市一般会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり提出する。

平成 2 7 年 1 2 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 1 2 1 号

平成 2 7 年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 7 年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

平成 2 7 年 1 2 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 1 2 2 号

平成 2 7 年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 7 年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

平成 2 7 年 1 2 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 1 2 3 号

平成 2 7 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 7 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

平成 2 7 年 1 2 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 1 2 4 号

三豊市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

三豊市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を次のように定める。

平成 2 7 年 1 2 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は三豊市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であつて当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシス

テムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

- 3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

（特定個人情報の提供）

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第4条第2項ただし書及び第3項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

機 関	事 務
1 市長	子ども医療費助成に関する事務であつて規則で定めるもの
2 市長	ひとり親家庭等医療費支給に関する事務であつて規則で定めるもの
3 市長	重度心身障害者等医療費支給に関する事務であつて規則で定めるもの
4 市長	介護サービス等利用者負担（軽減）に関する事務であつて

	規則で定めるもの
5 市長	介護サービス等の給付に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	心身障害者（児）福祉年金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	難聴児補聴器購入費用助成金交付に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	地域生活支援事業に関する事務であって規則で定めるもの
10 市長	重度身体障害者住宅改造の助成に関する事務であって規則で定めるもの
11 市長	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付に関する事務であって規則で定めるもの
12 市長	遺児に係る手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの
13 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
14 教育委員会	就学援助費の支給に関する事務（医療費は除く。）であって規則で定めるもの
15 教育委員会	奨学金貸付に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機 関	事 務	特定個人情報
1 市長	子ども医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 4 号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	ひとり親家庭等医療費支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則

		で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	重度心身障害者等医療費支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）による障害児入所支援若しくは措置（同法第 27 条第 1 項第 3 号の措置をいう。）に関する情報又は身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
4 市長	介護サービス等利用者負担（軽減）に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
5 市長	介護サービス等の給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの

	であって規則で定めるもの	るもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）による児童手当又は特別給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）による資金の貸付又は給付金に関する事務であって規則で定めるもの
		災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助又は扶助金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
7 市長	心身障害者（児）福祉年金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	難聴児補聴器購入費用助成金交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	地域生活支援事業に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
10 市長	重度身体障害者住宅改造の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
11 市長	小児慢性特定疾患	地方税関係情報であって規則で定めるもの

	児日常生活用具給付に関する事務であって規則で定めるもの	るもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの
1 2 市長	遺児に係る手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの
1 3 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの
1 4 教育委員会	就学援助費の支給に関する事務（医療費は除く。）であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの
1 5 教育委員会	奨学金貸付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事 務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	就学援助費の支給に関する事務（医療費は除く。）であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	奨学金貸付に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの

議案第 1 2 5 号

三豊市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の
制定について

三豊市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を次の
ように定める。

平成 2 7 年 1 2 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、三豊市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

(農業委員の定数)

第2条 農業委員の定数は、24人とする。

(推進委員の定数)

第3条 推進委員の定数は、68人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(三豊市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の廃止)

2 三豊市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例（平成18年三豊市条例第152号）は、廃止する。

(三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年三豊市条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表農業委員会の部会長の項中「38,000」を「32,000」に改め、同部会長職務代理者の項中「31,000」を「26,000」に改め、同部委員の項中「26,000」を「22,000」に改め、同部に次のように加える。

農地利用最適化推進委員	月額 14,000
-------------	-----------

議案第 1 2 6 号

三豊市立新設小学校開校に伴う関係条例の整備について

三豊市立新設小学校開校に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成 2 7 年 1 2 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市立新設小学校開校に伴う関係条例の整備に関する条例

(三豊市立学校条例の一部改正)

第1条 三豊市立学校条例（平成18年三豊市条例第205号）の一部を次のように改正する。

別表中「

三豊市立辻小学校	三豊市山本町辻1375番地
三豊市立河内小学校	三豊市山本町河内714番地
三豊市立大野小学校	三豊市山本町大野457番地1
三豊市立神田小学校	三豊市山本町神田1259番地

」を「

三豊市立山本小学校	三豊市山本町大野6番地1
-----------	--------------

」に、「

三豊市立財田上小学校	三豊市財田町財田上726番地
三豊市立財田中小学校	三豊市財田町財田中570番地

」を「

三豊市立財田小学校	三豊市財田町財田中5325番地1
-----------	------------------

」に改める。

(三豊市財田町総合運動公園条例の一部改正)

第2条 三豊市財田町総合運動公園条例（平成18年三豊市条例第232号）の一部を次のように改正する。

別表中「

全日を除く金額は、1時間当たりの使用料

」を「

1 全日を除く金額は、1時間当たりの使用料とする。
2 三豊市立財田小学校が利用する場合の使用料は、無料とする。

」に改め、「

野外炊飯施設 (バーベキュー施設)	500				1回1団体につき
その他	200				テント1張りにつき

」を削る。

(三豊市B & G海洋センター条例の一部改正)

第3条 三豊市B & G海洋センター条例（平成18年三豊市条例第239号）の一部を次のように改正する。

別表第1プールの項中「午前9時から午後9時まで」を「午前10時から午後8時まで。ただし、三豊市立財田小学校が財田B & G海洋センターを利用する場合は、利用時間を変更することができる。」に改める。

別表第2の2水泳プール使用料の表中「

1 幼児の利用は、保護者同伴に限り、使用料は無料とする。

」を「

1 幼児の利用は、保護者同伴に限り、使用料は無料とする。
2 三豊市立財田小学校が財田B & G海洋センターを利用する場合の使用料は、無料とする。

」に改める。

(三豊市立学校体育施設利用条例の一部改正)

第4条 三豊市立学校体育施設利用条例（平成18年三豊市条例第240号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「

三豊市立辻小学校	屋内運動場	
	運動場	照明施設有り
三豊市立河内小学校	屋内運動場	
	運動場	照明施設有り
三豊市立大野小学校	屋内運動場	
	運動場	照明施設有り
三豊市立神田小学校	屋内運動場	
	運動場	照明施設有り

」を「

三豊市立山本小学校	屋内運動場	
	運動場	

」に、「

三豊市立下高瀬小学校	屋内運動場	
	運動場	照明施設有り

」を「

三豊市立下高瀬小学校	運動場	照明施設有り
------------	-----	--------

」に、「

三豊市立財田上小学校	屋内運動場	
	運動場	照明施設有り
三豊市立財田中小学校	屋内運動場	
	運動場	照明施設有り

」を「

三豊市立財田小学校	屋内運動場	
-----------	-------	--

」に、「

三豊市立豊中中学校	屋内運動場	
	運動場	照明施設有り

」を「

三豊市立豊中中学校	運動場	照明施設有り
-----------	-----	--------

」に改める。

附 則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。ただし、第４条別表第１三豊市立下高瀬小学校の項及び三豊市立豊中中学校の項の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 1 2 7 号

三豊市税条例等の一部改正について

三豊市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 7 年 1 2 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市税条例等の一部を改正する条例

(三豊市税条例の一部改正)

第1条 三豊市税条例（平成18年三豊市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第8条から第17条までを次のように改める。

（徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第8条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、徴収の猶予に係る金額をその猶予をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させる方法とする。

2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項及び第4項において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る市の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (4) 当該猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)
- (6) 猶予を受けようとする金額が50万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (4) 猶予を受けようとする金額が50万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項

4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額

(2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

(3) 猶予期間の延長を受けようとする期間

(4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(職権による換価の猶予の手続等)

第10条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、換価の猶予に係る金額をその猶予をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させる方法とする。

2 第8条第2項から第4項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第11条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、換価の猶予に係る金額をその猶予をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させる方法とする。

3 第8条第2項から第4項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 第9条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項

(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第9条第1項第6号に掲げる事項

(2) 第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項

(3) 第4項第3号に掲げる事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第12条 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が50万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第13条から第17条まで 削除

第18条中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第23条第3項中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

(三豊市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 三豊市税条例等の一部を改正する条例（平成27年三豊市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち三豊市税条例第2条第3号及び第4号の改正規定を削り、同条例第36条の2第9項の改正規定中「法人番号」の次に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）」を加え、同条例第63条の2第1項第1号の改正規定中「）又は法人番号」の次に「（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）」を加え、同条例第89条第2項第2号の改正規定中「いう。」の次に「以下この号及び」を、「）又は法人番号」の次に「（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加え、同条

例第139条の3第2項第1号の改正規定中「）又は法人番号」の次に「（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加え、同条例第149条第1号の改正規定中「いう。」の次に「以下この号において同じ。」を、「）又は法人番号」の次に「（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加える。

附則第1条第4号中「第2条第3号及び第4号、」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

（徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の三豊市税条例（以下「新条例」という。）第8条、第9条及び第12条（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に申請される新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第10条及び第12条（新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第11条及び第12条（新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同項に規定する納期限が到来する市の徴収金について適用する。

議案第 1 2 8 号

三豊市火葬場条例の一部改正について

三豊市火葬場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 7 年 1 2 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市火葬場条例の一部を改正する条例

三豊市火葬場条例（平成 18 年三豊市条例第 148 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を削り、第 4 条を第 3 条とし、第 5 条から第 7 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

「
別表第 1 中

三豊市山本財田斎場	三豊市山本町神田 3355 番地 1
-----------	--------------------

 を
「

三豊市南部火葬場やすらぎ苑	三豊市山本町神田乙 601 番地 1
---------------	--------------------

 に改める。
」

別表第 2 中「第 5 条」を「第 4 条」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

議案第 1 2 9 号

三豊市介護保険条例の一部改正について

三豊市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 7 年 1 2 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市介護保険条例の一部を改正する条例

三豊市介護保険条例（平成 18 年条例第 137 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項各号列記以外の部分中「に徴収の猶予を必要とする事由を証明する書類を添付して、市長」を「を市長」に改め、同項第 1 号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」に改める。

第 9 条第 2 項各号列記以外の部分中「に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長」を「を市長」に改め、同項第 1 号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

附 則

この条例中第 8 条第 2 項第 1 号の改正規定及び第 9 条第 2 項第 1 号の改正規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日から、第 8 条第 2 項各号列記以外の部分及び第 9 条第 2 項各号列記以外の部分に係る改正規定は番号法附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第 1 3 0 号

三豊市教育センター条例及び三豊市少年育成センター条例の一部改正について

三豊市教育センター条例及び三豊市少年育成センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 7 年 1 2 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市教育センター条例及び三豊市少年育成センター条例の一部を改正する
条例

(三豊市教育センター条例の一部改正)

第1条 三豊市教育センター条例（平成18年三豊市条例第204号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「三豊市豊中町本山甲201番地1」を「三豊市高瀬町下勝間2373番地1」に改める。

(三豊市少年育成センター条例の一部改正)

第2条 三豊市少年育成センター条例（平成18年三豊市条例第225号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「三豊市豊中町本山甲201番地1」を「三豊市高瀬町下勝間2373番地1」に改める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

議案第 1 3 1 号

三豊市学校給食センター条例の一部改正について

三豊市学校給食センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 7 年 1 2 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市学校給食センター条例の一部を改正する条例

三豊市学校給食センター条例（平成 18 年三豊市条例第 210 号）の一部を次のように改正する。

別表中 「

三豊市高瀬町学校給食センター	三豊市高瀬町上勝間1697番地1
----------------	------------------

 を

「

三豊市南部学校給食センター	三豊市高瀬町佐股乙420番地2
---------------	-----------------

 に改め、同

表三豊市豊中町学校給食センターの項及び三豊市財田町学校給食センターの項を削る。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 1 3 2 号

新市建設計画の変更について

新市建設計画を別紙のとおり変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）附則第 2 条第 2 項の規定により、なお効力を有する同法第 5 条第 7 項の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 2 7 年 1 2 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

新市建設計画の変更

新市建設計画を次のように変更する。

第1章第2節(3)計画の期間中「10年間」を「15年間」に改める。

第7章中「適正な配置及び整備」を「有効活用ができない施設等については、除去を進め、適正な配置及び統合整備」に改める。

第8章中「平成27年度までの10年間」を「平成32年度までの15年間」に改め、同章第1節①地方税中「見込んでいます。」を「見込んでいますが、平成27年度以降は、固定資産税の評価替え及び軽自動車税の引き上げに伴う増を見込んでいます。」に改め、同節②地方譲与税・各種交付金に次のように加える。

また、平成26年度以降の地方消費税交付金は、消費税の引き上げに伴う増を見込んでいます。

第8章第1節⑤地方債に次のように加える。

更に、臨時財政対策債が今後も継続されるものとしています。

第8章第1節⑥その他歳入中「財政調整基金等」を「財政調整基金、合併振興基金等」に改める。

第8章第2節②物件費に次のように加える。

また、業務のアウトソーシングによる増を見込んでいます。

第8章第2節⑥積立金中「合併市町村振興基金」を「合併振興基金」に改める。

財政計画の表を次のように改める。

歳入

(単位:百万円)

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目
	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
1.地方税	7,130	7,129	7,127	7,125	7,123	7,120	7,116	7,112	7,108	7,539	7,512	7,528	7,355	7,371	7,383
2.地方譲与税	389	389	389	389	389	389	389	389	389	305	310	310	310	310	310
3.各種交付金	1,427	1,427	1,427	1,427	1,427	1,427	1,427	1,427	1,427	1,394	1,388	1,706	1,706	1,706	1,706
4.地方交付税	9,083	8,556	8,110	7,616	7,798	7,672	7,752	7,836	7,924	10,950	10,244	9,832	9,246	9,374	8,870
5.国庫支出金	1,356	1,301	1,249	939	939	939	939	939	939	3,157	2,408	2,304	2,189	2,087	1,990
6.県支出金	1,944	1,901	1,870	1,509	1,479	1,449	1,420	1,392	1,364	2,099	1,601	1,532	1,455	1,388	1,323
7.地方債	5,405	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	7,351	3,104	4,501	1,669	1,689	1,552
8.その他歳入	1,810	1,810	1,810	2,410	2,211	2,111	1,911	1,810	1,810	3,095	2,656	2,650	2,782	2,907	3,560
歳入総額	28,544	25,068	24,537	23,970	23,921	23,662	23,509	23,460	23,516	35,890	29,223	30,363	26,712	26,832	26,694

歳出

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目
	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
1.人件費	6,627	6,578	6,488	6,349	6,227	6,110	5,985	5,881	5,763	5,040	4,951	4,771	4,651	4,528	4,392
2.物件費	3,842	3,764	3,685	3,607	3,528	3,450	3,372	3,293	3,215	5,952	5,893	5,834	5,776	5,660	5,547
3.扶助費	1,360	1,386	1,413	1,439	1,467	1,495	1,523	1,552	1,582	3,335	3,368	3,402	3,436	3,470	3,505
4.普通建設事業費	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	10,973	4,645	5,978	2,283	2,099	1,999
5.公債費	3,035	3,131	2,927	2,632	2,783	2,713	2,675	2,686	2,646	2,725	2,761	2,754	2,938	3,448	3,623
6.積立金	3,889	422	241	163	136	115	175	269	531	684	525	525	525	525	525
7.その他歳出	6,391	6,387	6,383	6,380	6,380	6,379	6,379	6,379	6,379	7,181	7,080	7,099	7,103	7,102	7,103
歳出総額	28,544	25,068	24,537	23,970	23,921	23,662	23,509	23,460	23,516	35,890	29,223	30,363	26,712	26,832	26,694

用語の解説の表中

各種交付金 地方消費税交付金	・自動車取得税交付金・ゴルフ場利用税交付金・利子割交付金 ・交通安全対策特別交付金 等 消費税5%のうち1%にあたる金額の半分以上を一定基準に基づき、都道府県から交付されるものです。
地方交付税	地方公共団体の財源の不均衡を是正し、すべての地方公共団体が合理的かつ妥当な水準の行政を行うのに必要な財源を保障するもので、国税のうち、所得税、法人税及び酒税の収入見込額の32%と消費税の収入見込額の29.5%を合算した額に前年度以前の年度分の精算額を加算した額を総額とし、その94%が普通交付税、6%が特別交付税として各地方公共団体に交付されます。

を

各種交付金 地方消費税交付金	・自動車取得税交付金・ゴルフ場利用税交付金・利子割交付金 ・交通安全対策特別交付金 等 消費税8%のうち1.7%にあたる金額の半分以上を一定基準に基づき、都道府県から交付されるものです。
地方交付税	所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額とされている地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源とされています。また、地方交付税の種類は、普通交付税（地方交付税総額の96%）と特別交付税（同4%）があります。

に

改める。

参考資料

平成 27 年第 4 回三豊市議会定例会 提出議案（条例等）新旧対照表

	ページ番号
・議案第 125 号関係 （三豊市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について）	36
・議案第 126 号関係 （三豊市立新設小学校開校に伴う関係条例の整備について）	37
・議案第 127 号関係 （三豊市税条例等の一部改正について）	39
・議案第 128 号関係 （三豊市火葬場条例の一部改正について）	44
・議案第 129 号関係 （三豊市介護保険条例の一部改正について）	45
・議案第 130 号関係 （三豊市教育センター条例及び三豊市少年育成センター条例の一部改正について）	46
・議案第 131 号関係 （三豊市学校給食センター条例の一部改正について）	47
・議案第 132 号関係 （新市建設計画の変更について）	48

【議案第 125 号関係】

三豊市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例 新旧対照表(抄)

【附則第3項関係】 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年三豊市条例第55号) 一部改正

改正後 (案)			現 行		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
(単位：円)			(単位：円)		
区分		報酬額	区分		報酬額
略			略		
農業委員会	会長	月額 32,000	農業委員会	会長	月額 38,000
	会長職務代理者	月額 26,000		会長職務代理者	月額 31,000
	委員	月額 22,000		委員	月額 26,000
	農地利用最適化推進委員	月額 14,000			
略			略		
備考 別表中報酬額を月額で定める委員が、4時間に満たない委員会等に出席した場合の報酬額は、当該報酬日額の半額とする。			備考 別表中報酬額を月額で定める委員が、4時間に満たない委員会等に出席した場合の報酬額は、当該報酬日額の半額とする。		

【議案第 126 号関係】

三豊市立新設小学校開校に伴う関係条例の整備に関する条例 新旧対照表(抄)

【第 1 条関係】 三豊市立学校条例(平成18年三豊市条例第205号) 一部改正

改正後（案）			現 行		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
学校の種類	名称	位置	学校の種類	名称	位置
小学校	略		小学校	略	
	三豊市立山本小学 校	三豊市山本町大野6番地1		三豊市立辻小学校	三豊市山本町辻1375番地
				三豊市立河内小学 校	三豊市山本町河内714番地
				三豊市立大野小学 校	三豊市山本町大野457番地1
				三豊市立神田小学 校	三豊市山本町神田1259番地
略		略			
	三豊市立財田小学 校	三豊市財田町財田中5325番 地1	三豊市立財田上小 学校	三豊市財田町財田上726番 地	
			三豊市立財田中小 学校	三豊市財田町財田中570番 地	
略			略		

【第 2 条関係】 三豊市財田町総合運動公園条例(平成18年三豊市条例第232号) 一部改正

改正後 (案)						現 行					
別表(第8条関係)						別表(第8条関係)					
運動公園使用料						運動公園使用料					
(単位：円)						(単位：円)					
施設名	全日	午前9時から正午まで	正午から午後6時まで	午後6時から午後10時まで	備考	施設名	全日	午前9時から正午まで	正午から午後6時まで	午後6時から午後10時まで	備考
多目的広場	9,000	1,000	1,000	1,000	<u>1 全日を除く金額は、1時間当たりの使用料とする。</u> <u>2 三豊市立財田小学校が利用する場合の使用料は、無料とする。</u>	多目的広場	9,000	1,000	1,000	1,000	<u>全日を除く金額は、1時間当たりの使用料</u>
照明施設	全点灯			2,500		照明施設	全点灯			2,500	
	野球(軟式)			2,000			野球(軟式)			2,000	
	ソフトボール2面			1,000			ソフトボール2面			1,000	
	ソフトボール1面			800			ソフトボール1面			800	
	サッカー			1,000			サッカー			1,000	
放送施設	900	100	100	100		放送施設	900	100	100	100	
略						略					
(削除)						野外炊飯施設(バーベキュー施設)	500				<u>1回1団体につき</u>
						その他	200				<u>テント1張りにつき</u>

【第3条関係】三豊市B&G海洋センター条例(平成18年三豊市条例第239号) 一部改正

改正後（案）				現 行			
別表第1(第11条関係) 三豊市B&G海洋センター利用時間				別表第1(第11条関係) 三豊市B&G海洋センター利用時間			
施設名		利用する時間		施設名		利用する時間	
		略				略	
プール		<u>午前10時から午後8時まで。ただし、三豊市立財田小学校が財田B&G海洋センターを利用する場合は、利用時間を変更することができる。</u>		プール		<u>午前9時から午後9時まで</u>	
		略				略	
別表第2(第12条関係) 三豊市B&G海洋センター使用料 2 水泳プール使用料				別表第2(第12条関係) 三豊市B&G海洋センター使用料 2 水泳プール使用料			
利用区分		使用料 (1人1回につき)	回数券 (11回)	備考			
小・中学校児童生徒		円 200	円 2,000	1 幼児の利用は、保護者同伴に限り、使用料は無料とする。		1 幼児の利用は、保護者同伴に限り、使用料は無料とする。	
高校・大学・一般		300	3,000	2 <u>三豊市立財田小学校が財田B&G海洋センターを利用する場合は、使用料は、無料とする。</u>			

【第4条関係】三豊市立学校体育施設利用条例(平成18年三豊市条例第240号) 一部改正

改正後（案）			現 行		
別表第1(第2条関係)			別表第1(第2条関係)		
学校名	体育施設名	備考	学校名	体育施設名	備考
	略			略	
<u>三豊市立山本小学校</u>	<u>屋内運動場</u>		<u>三豊市立辻小学校</u>	<u>屋内運動場</u>	
<u>校</u>	<u>運動場</u>			<u>運動場</u>	<u>照明施設有り</u>
			<u>三豊市立河内小学校</u>	<u>屋内運動場</u>	
			<u>校</u>	<u>運動場</u>	<u>照明施設有り</u>
			<u>三豊市立大野小学校</u>	<u>屋内運動場</u>	
			<u>校</u>	<u>運動場</u>	<u>照明施設有り</u>
			<u>三豊市立神田小学校</u>	<u>屋内運動場</u>	
			<u>校</u>	<u>運動場</u>	<u>照明施設有り</u>
	略			略	
三豊市立下高瀬小学校	運動場	照明施設有り	三豊市立下高瀬小学校	<u>屋内運動場</u>	
				運動場	照明施設有り
	略			略	
<u>三豊市立財田小学校</u>	<u>屋内運動場</u>		<u>三豊市立財田上小学校</u>	<u>屋内運動場</u>	
<u>校</u>			<u>校</u>	<u>運動場</u>	<u>照明施設有り</u>
			<u>三豊市立財田中小</u>	<u>屋内運動場</u>	
			<u>学校</u>	<u>運動場</u>	<u>照明施設有り</u>
	略			略	
三豊市立豊中中学校	運動場	照明施設有り	三豊市立豊中中学校	<u>屋内運動場</u>	
校				運動場	照明施設有り
	略			略	

【議案第 127 号関係】

三豊市税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表(抄)

【第1条関係】 三豊市税条例(平成18年三豊市条例第68号) 一部改正

改正後 (案)	現 行
<u>(徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法)</u> <u>第8条 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)</u> <u>第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、徴収の猶予に係る金額をその猶予をする期間内の各月(市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月)に分割して納付し、又は納入させる方法とする。</u> <u>2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予(以下この節において「徴収の猶予」という。)又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長(次項及び第4項において「徴収の猶予期間の延長」という。)に係る市の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。</u> <u>3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。</u> <u>4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。</u> <u>5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。</u> <u>(徴収猶予の申請手続等)</u> <u>第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u> <u>(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細</u> <u>(2) 納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額</u> <u>(3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額</u> <u>(4) 当該猶予を受けようとする期間</u> <u>(5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又</u>	<u>第8条から第17条まで 削除</u>

は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)

- (6) 猶予を受けようとする金額が50万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (4) 猶予を受けようとする金額が50万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項

4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
- (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
- (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(職権による換価の猶予の手続等)

第10条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、換価の猶予に係る金額をその猶予をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させる方法とする。

2 第8条第2項から第4項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。 (1) 前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類 (2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類 (申請による換価の猶予の申請手続等) 第11条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。 2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、換価の猶予に係る金額をその猶予をする期間内の各月(市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月)に分割して納付し、又は納入させる方法とする。 3 第8条第2項から第4項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。 4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細 (2) 第9条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項 (3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額 5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。 6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 第9条第1項第6号に掲げる事項 (2) 第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項 (3) 第4項第3号に掲げる事項 7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。 (担保を徴する必要がない場合) 第12条 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が50万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。 第13条から第17条まで 削除 (公示送達) 第18条 法 第20条の2の規定による公示送達は、三豊市公告式条例(平成18年三豊市条例第3号)別表に規定する掲示場に掲示して行うものとする。 (市民税の納税義務者等) 第23条 略 2 略 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>令</u> <u>第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)</u>又	(公示送達) 第18条 <u>地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)</u> 第20条の2の規定による公示送達は、三豊市公告式条例(平成18年三豊市条例第3号)別表に規定する掲示場に掲示して行うものとする。 (市民税の納税義務者等) 第23条 略 2 略 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)</u>第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は
--	---

は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

【第2条関係】 三豊市税条例等の一部を改正する条例（平成27年三豊市条例第28号） 一部改正

改正後（案）	現 行
（三豊市税条例の一部改正） 第1条 三豊市税条例(平成18年三豊市条例第68号)の一部を次のように改正する。 _____ _____ _____ _____ _____ _____ （略） 第36条の2第9項中「寮等の所在」の次に「、法人番号<u>（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）</u>」を加える。 （略） 第63条の2第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号<u>（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）</u>(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。 （略） 第89条第2項第2号中「氏名若しくは名称」を「事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。<u>以下この号及び</u>次条において同じ。)又は法人番号<u>（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）</u>(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)」に改める。 （略） 第139条の3第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号<u>（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）</u>(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。 （略） 第149条第1号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。<u>以下この号において同じ。）</u>又は法人番号<u>（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）</u>(個人番号	（三豊市税条例の一部改正） 第1条 三豊市税条例(平成18年三豊市条例第68号)の一部を次のように改正する。 <u>第2条第3号中「又は名称」を「(法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。))(法人番号を有しない者にあつては、事務所又は事業所の所在地及び名称)」に、同条第4号中「又は名称」を「(法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号)」に改める。</u> （略） 第36条の2第9項中「寮等の所在」の次に「、法人番号_____」を加える。 （略） 第63条の2第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号_____（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。 （略） 第89条第2項第2号中「氏名若しくは名称」を「事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。_____次条において同じ。)又は法人番号_____（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。 （略） 第139条の3第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号_____（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。 （略） 第149条第1号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。_____)又は法人番号_____（個人番号

又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)」に改める。 (略) 附 則 (施行期日) 第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)～(3) 略 (4) 第1条中三豊市税条例 <u>第36条の2</u> 第9項、第51条第2項各号、第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号及び第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号、第74条の2第1項第1号、第89条第2項第2号、第90条第2項第1号、第139条の3第2項第1号並びに第149条第1号の改正規定並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号の改正規定並びに次条第3項及び第8項、附則第3条第2項、第4条第1項、第6条及び第7条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日	又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)」に改める。 (略) 附 則 (施行期日) 第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)～(3) 略 (4) 第1条中三豊市税条例 <u>第2条第3号及び第4号、</u>第36条の2 第9項、第51条第2項各号、第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号及び第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号、第74条の2第1項第1号、第89条第2項第2号、第90条第2項第1号、第139条の3第2項第1号並びに第149条第1号の改正規定並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号の改正規定並びに次条第3項及び第8項、附則第3条第2項、第4条第1項、第6条及び第7条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日
--	--

【議案第 128 号関係】

三豊市火葬場条例(平成 18 年三豊市条例第 148 号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行																												
(削除) <u>第3条</u> 略 <u>第4条</u> 略 <u>第5条</u> 略 <u>第6条</u> 略 別表第1(第2条関係) <table border="1" data-bbox="137 725 783 940"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三豊市高瀬火葬場</td><td>三豊市高瀬町上勝間2518番地2</td></tr> <tr> <td>三豊市豊中斎場</td><td>三豊市豊中町下高野725番地1</td></tr> <tr> <td>三豊市七宝斎苑</td><td>三豊市三野町吉津丙155番地4</td></tr> <tr> <td><u>三豊市南部火葬場やすらぎ苑</u></td><td><u>三豊市山本町神田乙601番地1</u></td></tr> </tbody> </table> 別表第2(<u>第4条</u>関係) 火葬場使用料 <table border="1" data-bbox="137 1025 783 1102"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	三豊市高瀬火葬場	三豊市高瀬町上勝間2518番地2	三豊市豊中斎場	三豊市豊中町下高野725番地1	三豊市七宝斎苑	三豊市三野町吉津丙155番地4	<u>三豊市南部火葬場やすらぎ苑</u>	<u>三豊市山本町神田乙601番地1</u>	区分	金額	略		<u>(使用の範囲)</u> <u>第3条</u> 火葬場を使用するものは、次のとおりとする。 (1) <u>死亡者又は申請者が本市で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)による住民基本台帳に記録されているもの</u> (2) <u>その他市長が必要と認めるもの</u> <u>第4条</u> 略 <u>第5条</u> 略 <u>第6条</u> 略 <u>第7条</u> 略 別表第1(第2条関係) <table border="1" data-bbox="807 725 1453 940"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三豊市高瀬火葬場</td><td>三豊市高瀬町上勝間2518番地2</td></tr> <tr> <td>三豊市豊中斎場</td><td>三豊市豊中町下高野725番地1</td></tr> <tr> <td>三豊市七宝斎苑</td><td>三豊市三野町吉津丙155番地4</td></tr> <tr> <td><u>三豊市山本財田斎場</u></td><td><u>三豊市山本町神田3355番地1</u></td></tr> </tbody> </table> 別表第2(<u>第5条</u>関係) 火葬場使用料 <table border="1" data-bbox="807 1025 1453 1102"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	三豊市高瀬火葬場	三豊市高瀬町上勝間2518番地2	三豊市豊中斎場	三豊市豊中町下高野725番地1	三豊市七宝斎苑	三豊市三野町吉津丙155番地4	<u>三豊市山本財田斎場</u>	<u>三豊市山本町神田3355番地1</u>	区分	金額	略	
名称	位置																												
三豊市高瀬火葬場	三豊市高瀬町上勝間2518番地2																												
三豊市豊中斎場	三豊市豊中町下高野725番地1																												
三豊市七宝斎苑	三豊市三野町吉津丙155番地4																												
<u>三豊市南部火葬場やすらぎ苑</u>	<u>三豊市山本町神田乙601番地1</u>																												
区分	金額																												
略																													
名称	位置																												
三豊市高瀬火葬場	三豊市高瀬町上勝間2518番地2																												
三豊市豊中斎場	三豊市豊中町下高野725番地1																												
三豊市七宝斎苑	三豊市三野町吉津丙155番地4																												
<u>三豊市山本財田斎場</u>	<u>三豊市山本町神田3355番地1</u>																												
区分	金額																												
略																													

【議案第 129 号関係】

三豊市介護保険条例(平成 18 年三豊市条例第 137 号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
(保険料の徴収猶予) 第8条 略 2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書<u>を市長</u>に提出しなければならない。 (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、<u>住所及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)</u> (2)・(3) 略 (保険料の減免) 第9条 略 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書<u>を市長</u>に提出しなければならない。 (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、<u>住所及び個人番号</u> (2)・(3) 略 3 略	(保険料の徴収猶予) 第8条 略 2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書<u>に徴収の猶予を必要とする事由を証明する書類を添付して、市長</u>に提出しなければならない。 (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名<u>及び住所</u> (2)・(3) 略 (保険料の減免) 第9条 略 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書<u>に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長</u>に提出しなければならない。 (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名<u>及び住所</u> (2)・(3) 略 3 略

【議案第 130 号関係】

三豊市教育センター条例及び三豊市少年育成センター条例の一部を改正する条例 新旧対照表(抄)

【第1条関係】 三豊市教育センター条例(平成18年三豊市条例第204号) 一部改正

改正後（案）	現 行
（名称及び位置） 第2条 略 （1） 略 （2） 位置 <u>三豊市高瀬町下勝間2373番地1</u>	（名称及び位置） 第2条 略 （1） 略 （2） 位置 <u>三豊市豊中町本山甲201番地1</u>

【第2条関係】 三豊市少年育成センター条例(平成18年三豊市条例第225号) 一部改正

改正後（案）	現 行
（名称及び位置） 第2条 略 （1） 略 （2） 位置 <u>三豊市高瀬町下勝間2373番地1</u>	（名称及び位置） 第2条 略 （1） 略 （2） 位置 <u>三豊市豊中町本山甲201番地1</u>

【議案第 131 号関係】

三豊市学校給食センター条例(平成 18 年三豊市条例第 210 号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)		現 行	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
三豊市南部学校給食センター	三豊市高瀬町佐股乙420番地2	三豊市高瀬町学校給食センタ	三豊市高瀬町上勝間1697番地1
			
三豊市三野町学校給食センタ	三豊市三野町下高瀬720番地	三豊市三野町学校給食センタ	三豊市三野町下高瀬720番地
―		三豊市豊中町学校給食センタ	三豊市豊中町笠田竹田716番地1
			
三豊市仁尾町学校給食センタ	三豊市仁尾町仁尾丙1736番地	三豊市仁尾町学校給食センタ	三豊市仁尾町仁尾丙1736番地
―		三豊市財田町学校給食センタ	三豊市財田町財田上2760番地4
			

【議案第 132 号関係】

新市建設計画の変更 新旧対照表(抄)

改正後（案）	現 行
第1章. 序論 2 計画策定の方針 (3) 計画の期間 本計画における主要事業、公共的施設の整備及び財政計画は、合併後おおむね<u>15年間</u>について定めます。 第7章. 公共的施設の適正配置と整備 教育・福祉・文化・スポーツ等の各種公共的施設については、住民の生活に急激な変化を及ぼさないよう利便性などに配慮するとともに、地域の特性やバランス、財政状況などを考慮しながら十分検討した上で、<u>有効活用ができない施設等については、除去を進め、適正な配置及び統合整備</u>を行うことを基本とします。 (略) 第8章. 財政計画 財政計画は、平成18年度～<u>平成32年度までの15年間</u>について、普通会計をベースに作成しています。 1 歳入 ①地方税 市民税は、経済成長率と将来人口により推計しています。固定資産税及びその他の地方税は一定で<u>見込んでいますが、平成27年度以降は、固定資産税の評価替え及び軽自動車税の引き上げに伴う増を見込んでいます。</u> ②地方譲与税・各種交付金 これまでの実績等を参考に、一定額で見込んでいます。<u>また、平成26年度以降の地方消費税交付金は、消費税の引き上げに伴う増を見込んでいます。</u> ③・④ 略 ⑤地方債 投資的経費の一定割合を起債する設定にしています。また、合併特例債等を見込んでいます。<u>更に、臨時財政対策債が今後も継続されるものとしています。</u> ⑥その他の歳入 分担金・負担金、使用料・手数料等の歳入について、これまでの実績等を参考に見込んでいます。また、<u>財政調整基金、合併振興基金等</u>からの繰入金を見込んでいます。 2 歳出 ②物件費 合併による効率化に伴う経費の減を見込んでいます。<u>また、業務のアウトソーシングによる増を見込んでいます。</u> ③～⑤ 略 ⑥積立金 合併後の新市の振興のために積み立てる「<u>合併振興基金</u>」への積立等を見込んでいます。 財政計画	第1章. 序論 2 計画策定の方針 (3) 計画の期間 本計画における主要事業、公共的施設の整備及び財政計画は、合併後おおむね<u>10年間</u>について定めます。 第7章. 公共的施設の適正配置と整備 教育・福祉・文化・スポーツ等の各種公共的施設については、住民の生活に急激な変化を及ぼさないよう利便性などに配慮するとともに、地域の特性やバランス、財政状況などを考慮しながら十分検討した上で、<u>適正な配置及び整備</u>を行うことを基本とします。 (略) 第8章. 財政計画 財政計画は、平成18年度～<u>平成27年度までの10年間</u>について、普通会計をベースに作成しています。 1 歳入 ①地方税 市民税は、経済成長率と将来人口により推計しています。固定資産税及びその他の地方税は一定で<u>見込んでいます。</u> ②地方譲与税・各種交付金 これまでの実績等を参考に、一定額で見込んでいます。 ③・④ 略 ⑤地方債 投資的経費の一定割合を起債する設定にしています。また、合併特例債等を見込んでいます。 ⑥その他の歳入 分担金・負担金、使用料・手数料等の歳入について、これまでの実績等を参考に見込んでいます。また、<u>財政調整基金等</u>からの繰入金を見込んでいます。 2 歳出 ②物件費 合併による効率化に伴う経費の減を見込んでいます。_____ ③～⑤ 略 ⑥積立金 合併後の新市の振興のために積み立てる「<u>合併市町村振興基金</u>」への積立等を見込んでいます。 財政計画

(単位：百万円)														
	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
1. 地方税	7,130	7,129	7,127	7,125	7,123	7,120	7,116	7,112	7,108	7,539	7,512	7,526	7,265	7,271
2. 地方譲与税	389	389	389	389	389	389	389	389	389	389	389	389	389	389
3. 各種交付金	1,427	1,427	1,427	1,427	1,427	1,427	1,427	1,427	1,427	1,394	1,388	1,706	1,706	1,706
4. 地方交付税	9,083	8,556	8,110	7,616	7,196	7,672	7,752	7,835	7,824	10,955	10,244	9,832	9,246	8,376
5. 国庫支出金	1,566	1,301	1,249	939	939	939	939	939	939	3,157	2,468	2,394	2,189	2,067
6. 国庫支出金	1,844	1,901	1,870	1,509	1,479	1,448	1,420	1,382	1,364	2,099	1,807	1,532	1,459	1,385
7. 地方債	5,405	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	7,351	3,104	4,591	1,869	1,552
8. その他歳入	1,810	1,810	1,810	2,410	2,211	2,111	1,911	1,810	1,810	3,095	2,856	2,850	2,782	2,907
歳入総額	28,544	25,068	24,537	23,970	23,921	23,662	23,509	23,460	23,516	35,896	29,223	30,363	26,712	26,832

(単位：百万円)														
	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
1. 人件費	6,627	6,578	6,488	6,349	6,227	6,110	5,995	5,881	5,763	5,040	4,951	4,771	4,651	4,528
2. 物件費	3,842	3,764	3,685	3,607	3,528	3,450	3,372	3,293	3,215	5,952	5,893	5,834	5,776	5,660
3. 扶助費	1,385	1,386	1,413	1,439	1,467	1,495	1,523	1,552	1,582	3,335	3,368	3,400	3,436	3,470
4. 普通建設事業費	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	10,972	4,945	5,978	2,283	2,095
5. 公費費	3,035	3,131	2,927	2,632	2,762	2,713	2,875	2,886	2,846	2,725	2,761	2,794	2,838	2,446
6. 雑金	3,869	422	241	183	136	115	175	249	531	484	525	525	525	525
7. その他歳出	6,391	6,387	6,383	6,380	6,380	6,379	6,378	6,379	6,379	7,181	7,060	7,069	7,103	7,102
歳出総額	28,544	25,068	24,537	23,970	23,921	23,662	23,509	23,460	23,516	35,896	29,223	30,363	26,712	26,832

用語の解説

各種交付金	・自動車取得税交付金・ゴルフ場利用税交付金・利子割交付金 ・交通安全対策特別交付金 等
地方消費税交付金	消費税 8%のうち 1.7%にあたる金額の半分を一定基準に基づき、都道府県から交付されるものです。
地方交付税	所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額とされている地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源とされています。また、地方交付税の種類は、普通交付税（地方交付税総額の 96%）と特別交付税（同 4%）があります。

(単位：百万円)										
区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
地 方 税	7,130	7,129	7,127	7,125	7,123	7,120	7,116	7,112	7,108	7,103
地方譲与税	389	389	389	389	389	389	389	389	389	389
各種交付金	1,427	1,427	1,427	1,427	1,427	1,427	1,427	1,427	1,427	1,427
地方交付税	9,083	8,556	8,110	7,616	7,196	7,672	7,752	7,836	7,924	8,013
国庫支出金	1,356	1,301	1,249	939	939	939	939	939	939	939
国庫支出金	1,944	1,901	1,870	1,509	1,479	1,449	1,420	1,392	1,364	1,337
地方債	5,405	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555
その他歳入	1,810	1,810	1,810	2,410	2,211	2,111	1,911	1,810	1,810	1,810
歳入総額	28,544	25,068	24,537	23,970	23,921	23,662	23,509	23,460	23,516	23,573

(単位：百万円)										
区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人 件 費	6,627	6,578	6,488	6,349	6,227	6,110	5,985	5,881	5,763	5,631
物 件 費	3,842	3,764	3,685	3,607	3,528	3,450	3,372	3,293	3,215	3,136
扶 助 費	1,360	1,386	1,413	1,439	1,467	1,495	1,523	1,552	1,582	1,612
普通建設事業費	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400
公 債 費	3,035	3,131	2,927	2,632	2,763	2,713	2,875	2,886	2,846	2,678
積 立 金	3,869	422	241	163	136	115	175	269	531	737
その他歳出	6,391	6,387	6,383	6,380	6,380	6,379	6,379	6,379	6,379	6,379
歳出総額	28,544	25,068	24,537	23,970	23,921	23,662	23,509	23,460	23,516	23,573

用語の解説

各種交付金	・自動車取得税交付金・ゴルフ場利用税交付金・利子割交付金 ・交通安全対策特別交付金 等
地方消費税交付金	消費税 5%のうち 1%にあたる金額の半分を一定基準に基づき、都道府県から交付されるものです。
地方交付税	地方公共団体の財源の不均衡を是正し、すべての地方公共団体が合理的かつ妥当な水準の行政を行うのに必要な財源を保障するもので、国税のうち、所得税、法人税及び酒税の収入見込額の 32%と消費税の収入見込額の 29.5%を合算した額に前年度以前の年度分の精算額を加算した額を総額とし、その 94%が普通交付税、6%が特別交付税として各地方公共団体に交付されます。